案件名	越前市子ども条例改正（案）について
趣旨	令和５年４月施行のこども基本法の基本理念を「市こども条例」に反映させ、家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市がこどもが権利の主体であることを尊重し、将来にわたり全てのこどもが、ありのままの自分を認めて受け入れ、自分のすることについて自分で決定し、こどもが幸せを実感できることを目的とする。
意見提出者数（件数）	パブリック・コメント　３件 ワークショップ、アンケートの意見　６６件 越前市子ども・子育て会議　２６件 議会　４件 合計　９９件

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
1	１ページ 概要版	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	子どもの定義の見直しについて、「明確に区切らず」とあるが、あいまいではないか。	改正後の条例では、子どもを「こども」とすることで、年齢で区切らずに、心と身体の成長の発達の過程である者も対象とし、支援をおこなうことを目的としています。
2	１ページ 概要版	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	２の③に「意見を言えたり」とあるが、意見を言えるこどもだけではないので、例えば、様々な表現方法にて表出したり、と加えるとよいかもしれない。	こどもの意見（View(s)）には、言葉を発する意見だけではなく、思いや考えが含まれると考えますので、「意見や思い、考えを表し、」に変更します。

3	１ページ 概要版	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	「家庭で育つのが難しい。子どもに家庭と同じような環境が用意されること」とはどういうことか。	「家庭で育つのが難しい。子どもに家庭と同じような環境が用意されること」は、養育に問題のある児童や、ヤングケアラー等がいる家庭などで、家庭で育つことが難しいこどもに家庭と同じような環境が用意されることです。 概要版を具体的に変更します。
4	１ページ 概要版	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	「多様な相談の場作り」について、「こども自身がアクセスできる」というのは、無理があるのではないか。アクセスできない子をどうするのか。また、どういったときにアクセスしたり知らせたりするといいのかを視覚的に一目で分かりやすいマニュアルや表があるといいのでは。	現在でも、市こども家庭センターではこどもがセンターに訪れたり電話したりして相談することができますが、こどもが市こども家庭センターに相談するのは敷居が高くなかなか難しいと聞いています。今後、こども自身が気軽にアクセスできるように多様な相談の場を作ることが大切と考えています。 こどもを含めた市民など多様な相談の場がどこにあるのかを周知し、認知してもらえるように図表を作成する予定です。
5	２ページ 概要版	ワークショップ（市町幼児教育アドバイザー） （令和６年１２月１６日）	概要版のこどもと「ともに」という表現がすごく良い。	現条例では、私たちの取組として子どもの自立を支援していくことが目的でしたが、改正後の条例では、ありのままの自分を認めて受け入れ、自分のすることについて自分で決定し、幸せを実感できることを目的とします。 こどもが社会に対して意見を言うことができ、参加できる社会を目指します。

6	２ページ 概要版	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	「改正条例の役割」では、こどもの「ために」からこどもと「ともに」にかわった事で、より身近な文章になったと思う。 また、「協働」の説明場所が離れているので、もっと近くにあった方がよいのでは。	現条例では、私たちの取組として子どもの自立を支援していくことが目的でしたが、改正後の条例では、ありのままの自分を認めて受け入れ、自分のすることについて自分で決定し、幸せを実感できることを目的とします。 こどもが社会に対して意見を言うことができ、参加できる社会を目指します。 「協働」の説明場所を「市」の箇所の近くに移動しました。
7	２ページ 概要版	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	こども条例では多様化する家庭事情を踏まえて、地域でこどもを支援する動きが増えていくのだと感じました。多様な居場所づくりというのを求めているこどもが増えてきていると思うので、具体的に居場所づくりを進めていけると良いと思いました。こどもの「ために」からこどもと「ともに」という考え方は素敵だと思ったので、こどもを取り巻く周りの支援が連携していき、こどもの居場所になれるように体制を考えていかないといけないなと感じました。	現条例では、私たちの取組として子どもの自立を支援していくことが目的でしたが、改正後の条例では、ありのままの自分を認めて受け入れ、自分のすることについて自分で決定し、幸せを実感できることを目的とします。 こどもが社会に対して意見を言うことができ、参加できる社会を目指します。

8	２ページ 概要版	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	図の中の家庭「最も大切な責任を持っています」の責任が強く当たるので、例えば、安心基地です、とすると柔らかくなるのではないか。	概要版の図の「家庭」の説明は、条文中の表現を使用しています。 こども・若者にも条例の内容が分かるようなやさしい概要版では柔らかい表現ができないか考えてまいります。
9	条例名称	パブリック・コメント （４０代）	全国的に「子どもの権利条例」や「子ども条例」と名称は色々ですが、条例名に「権利」を入れない理由はあるのか。	条例名に「権利」を入れない理由は、一般的に条例の名称を「こども権利条例」としているものについては、こどもが持つ権利を明確にし、その権利を保障することを目的としているものが多く、条例の目的が限定されると考えているからです。 こどもの権利については、第１条で規定しています。
10	条例名称	議会	題名に「権利」を入れてほしい。	こどもの権利については、条例の本文中に具体的に明記しており、こどもが権利の主体であることや、その権利を尊重することを強調しています。 条例の目的である、「将来にわたり全ての子どもが幸せを実感できる社会の実現」を、市民により分かりやすく、伝えやすくするため「こどもの幸福条例」としました。
11	３～４ページ 前文	パブリック・コメント （４０代）	「意見を表明し、様々な活動に参加する中で、社会の一員として成長します。」とありますが、意見の表明や活動への参加ができないと成長できないように受け止められるので、修正が必要ではないか。	こどもの意見は、言葉を発することだけが意見の表明ではなく、言葉を発しない乳児であっても思いや考えを発することができるので、全てのこどもが意見（View(s)）の表明をできると考えます。こどもが自分らしく、自らが思う幸せを実感するためには、自己選択により社会の様々な活動に参画することにより、自己実現ができると考えるので、様々な活動に参画することも選択肢の一つと考えています。

12	３～４ページ 前文	パブリック・コメント （４０代）	「成長します。自立は・・・」とあるが、突然「自立」という言葉が出てきて、文章がつながっていないのでないか。 「自立は、その多様性が認められる中で、・・・」とあるが、「自立すること」と「多様性を認めること」は並列だと思うので、修正が必要ではないか。 現行条例では、「自立していく中で」という表現でしたが、「大人に成長していく過程で」と変更になっている。「大人に成長する」＝「自立」ではないと思うが、どうして「自立」という言葉がなくなったのか。 改正後の条例での「自立」という言葉の意味、何を「自立」というのかを分かりやすく書いてください。	近年、国の計画において以前と比較して「自立」の使用頻度が減少していることから、改正後の条例では、「自立」を使用せずに他の言葉で代替し、「自立」を「幸福」や「幸せ」などに変更します。 「成長します。自立は・・」については上記の理由から「自立は、その多様性が認められる中で・・・」以下を削っています。 こどもが自分の権利と他人の権利を認めることも大切であると考え、前文のなかで「こどもは、大人に成長していく過程で、個性と多様性が認められ、ありのままの自分であることを大切にされたいと願っています。」と規定しています。 ありのままの自分を認めて受け入れ、その年齢及び発達の程度に応じて、自分らしく、自らが思うことを自分で決定することで、「こども」は「大人」に成長していきます。現条例の「自立」は、改正後の条例では使用していませんが、全てのこどもの幸せの実現には大切なことと考えます。

13	３ページ 前文 ４ページ 第２条第１項 ８ページ 第１２条第１項 第１号	ワークショップ（市町幼児教育アドバイザー） （令和６年１２月１６日）	「心と身体の成長の段階にある」と「過程にある」が混在しているが、使い分けをしているのか。「過程」がよいのでは。	「段階」と「過程」の意味は同様と考えますが、こども基本法で使用している「過程」に統一します。
14	３～４ページ 前文	議会	自立の定義がないのに、前文に「自立」を連呼している 子どもに「自立」と言っても分からない。自立という言葉を使わないように。自立を成長に変更できないか。	近年、国の計画において以前と比較して「自立」の使用頻度が減少していることから、改正後の条例では、「自立」を使用せずに他の言葉で代替します。 自立を「幸福」や「幸せ」などに変更します。
15	３～４ページ 前文	第２回市子ども・子育て会議 （令和６年８月７日）	条例の前文を変えるのか。	今回の条例改正では、「こども基本法」の基本理念を条例に反映させるため、前文の一部を変更します。
16	４ページ 第１条	議会	（目的）第１条に「権利」を入れてほしい。	第１条中に「こどもを権利の主体であることを尊重し、」と規定しました。
17	４ページ 第１条	こどもの生活に関する調査 （中学２年生の保護者） （令和５年度実施）	まずは自分で考える力と対応力を身につけてほしい。	こどもが、ありのままの自分を認めて受け入れ、自分のすることについて自己選択し、自己決定することで、幸せを実感できることを条例の目的としています。

18	４ページ 第２条第１項 第２条第２項	パブリック・コメント （４０代）	こどもは、何歳までがこどもなのか。２０歳を過ぎていても、心や身体が成長の段階にある人はこどもになるのか。障がいのある人は、２０歳を過ぎても少しずつ成長しているが、こどもでしょうか。「自立」について、どうして活動に参加することが自立するために必要なのでしょうか。	現条例のおおよそ１８歳未満の者としている「子ども」から、改正後条例では、子どもを年齢で区切らずに「こども」とし、心と身体の成長の発達の過程である者も対象となります。 改正後の条例では、「こども」の年齢を０～３９歳までを想定しており、２０歳を過ぎても心と身体の成長の発達の過程である者も「こども」としています。 改正後の条例では、「自立」を使用せずに他の言葉で代替していますが、こどもが自分らしく、自らが思う幸せを実感するためには、自己選択により社会の様々な活動に参画することにより、自己実現ができると考えるので、様々な活動に参画することも選択肢の一つと考えています。
19	４ページ 第２条第１項	ワークショップ（放課後児童クラブ実施事業所） （令和６年１２月１９日）	こどもは１８歳以上も含まれるのか。	心と身体の成長の発達の過程にある者も「こども」に含まれるため、１８歳以上の者も含まれます。
20	４ページ 第２条第１項	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	こどもの定義を「１８歳未満の者」ではなく「心と身体の成長の段階である者」と改正するので、年齢で区切るのではなく発達過程で自分が該当するのかがわかりやすいと思った。	現条例のおおよそ１８歳未満の者としている「子ども」から、改正後の条例では、子どもを年齢で区切らずに「こども」とし、心と身体の成長の発達の過程である者も対象とし、切れ目ない支援を行ってまいります。

21	４ページ 第２条第１項	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	１８歳を区切らず「心と身体の成長の段階にある者」というのがとてもしっくりした。 脳の発達で本当に大人になるのは、２５歳頃と聞いた。 その中で区切らないのは個人差により寄り添っていると感じた。	現条例のおおよそ１８歳未満の者としている「子ども」から、改正後条例では、子どもを年齢で区切らずに「こども」とし、心と身体の成長の発達の過程である者も対象とし、切れ目ない支援を行ってまいります。
22	４ページ 第２条第１項	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	「こども」の年齢を変更することについて、目安がないまま改正して大丈夫か。 親にとったら４０歳であろうがこどもはこども。一人一人の市民にとって都合のいい解釈にならないか？ライフステージで担当課を周知したり、引き継いだりすることの強化がいいのではないか。	現条例のおおよそ１８歳未満の者としている「子ども」から、改正後条例では、子どもを年齢で区切らずに「こども」とし、心と身体の成長の発達の過程である者も対象とし、切れ目ない支援を行ってまいります。 改正後の条例では、「こども」の年齢を０～３９歳までを想定しています。 ライフステージや支援を行う担当課によりこどもの支援が途切れないよう、こども計画により各施策を進めていきます。
23	５ページ 第３条	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	基本理念のこどもの権利についての４つの権利や今後私達がしていくといい支援についても追加して具体的に書かれているので分かりやすい。	こども基本法の６つの基本理念をこども条例に反映しています。そのなかでも特に大切にしてほしい権利が第３条に定めています。 私たちの取組を実行し、すべてのこどもの幸せを実現するための支援を行うとともに、こどもから社会に対して、自分の意見が言え、さまざまな活動に参画できるようにしてまいります。

24	５ページ 第３条	ワークショップ（市町幼児教育アドバイザー） （令和６年１２月１６日）	概要版では「こども基本法の６つに基本理念」があるが、「市こども条例」第３条（基本理念）には４つある。６つそれぞれにあるほうが分かるのでは？「最も大切なもの」４つとは？その理由は？「最も大切な４つ」を概要版にも書いては？	第３条では、こどもの基本法の６つの基本理念のうち、大人がこどもにとって特に大切にしてほしいこどもの権利を掲げています。 最も大切な４つの権利について、概要版にも記載します。
25	６ページ 第４条	ワークショップ（市町幼児教育アドバイザー） （令和６年１２月１６日）	（協働）家庭、学校等、・・・市民及び市は、と１つ１つ主語をならべ、最後にまた「私たちの取組」と書いてあるのが長く感じた。	家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市を並べて、それぞれの私たちが協働して私たちの取組を進めることが重要であると考えます。
26	６ページ 第５条	こどもの生活に関する調査 （小学３年生） （令和５年度実施）	お母さんにもう少しぼくの事を見てほしいです。おばあちゃんに任せないでほしいです。	家で困ったことがあったら、近くの相談できるところに相談してください。大人はきちんと相談を受けるようにしていきます。 第１９条に規定しました。
27	６～７ページ 第７条	第２回市子ども・子育て会議 （令和６年８月７日）	こどもたちが誇りを持ってまちづくりを一緒に参加していくためには、小さいころから、地域や学校、など、その環境にまず楽しみを持っていけるように、市も地域も学校も全員で協力していくことが大切である。	少子高齢社会、核家族化、地域のつながりの希薄化など、子育て世帯を取り巻く環境が変化してきており、多様な人と触れ合うこと、自然と親しむことなどの体験が減少しています。 地域との交流を図り、様々な体験や活動ができる場の提供や見守る活動を継続することで、家庭の教育力向上に努めます。

28	７ページ 第１０条	こどもの生活に関する調査 （小学３年生） （令和５年度実施）	私の担任の先生は子供の権利を理解していません。私の担任の先生は、自分が教師として、大人として権利があることを理解しています。	学校や家で困ったことがあったら、近くの相談できるところに相談してください。大人はきちんと相談を受けるようにしていきます。
29	７ページ 第１０条	ワークショップ（武生東高校） （令和６年６月２７日）	年配者に対しては意見表明が難しい。	改正後の条例では、こどもに関わるすべての大人が、こどもにとって一番よいことを第一に考え、こどもが社会の一員であることを認めるように定めています。すべての大人がこどもが権利の主体であることを認識できるよう啓発してまいります。
30	７ページ 第１０条第１項	ワークショップ（市町幼児教育アドバイザー） （令和６年１２月１６日）	「豊かな人間関係を作られるよう」も気になる。	ご意見のとおり、「豊かな人間関係を作ることができるよう」に変更します。
31	７ページ 第１０条第１項	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	「豊かな人間関係を作られるよう」の「つくられる」もどうでしょか？	「豊かな人間関係を作ることができるよう」に変更します。
32	７ページ 第１０条第１項	第２回市子ども・子育て会議 （令和６年８月７日）	初めて会った大人に話すことができるのか。	第１０条第１項で、大人は、こどもにとって一番よいことを第一に考え、こどもが社会の一員であることを認め、日常の触れ合いを通じて、こどもとの豊かな人間関係を作ることができるよう努めると定めており、大人に意見を表明できるような社会を構築していきたいと考えます。
33	９ページ 第１５条第１項第２号	パブリック・コメント （４０代）	障がいのあるこどもの支援が、「日常生活」などを削除して「学校での生活の支援」だけになったのか。	ご意見のとおり、現条例での「仕事及び日常生活」も含めることにします。

34	９ページ 第１５条第１項 第４号	ワークショップ（市町幼児教育アドバイザー） （令和６年１２月１６日）	（４）「生活を送れる」を「送るための」にしては。	ご意見のとおり、「生活を送るための」に変更します。
35	９ページ 第１５条第１項 第４号	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	外国人の子どもが、日本語が理解できず学習に遅れがでている場合があると聞く。外国籍の支援員を増やし、常駐で外国籍の支援員が配置されることを望みます。	家庭も含めた日常生活や子育ての相談、行政サービス利用等の際の通訳や多様なメディアによる情報提供、こどもへの日本語教育や日本語指導などの学習支援を充実し、国籍や文化の違いをそれぞれの個性として生かし、すべての人々がお互いを認め合い、尊重しあう地域社会づくりを推進し、外国にルーツをもつこどもの育ちの支援を行ってまいります。
36	１０ページ 第１７条第１項 第１号	ワークショップ（市町幼児教育アドバイザー） （令和６年１２月１６日）	第１７条の（１）が分かりにくい。	「地域全体でこどもを見守り育てる環境づくりの推進」に変更しました。
37	１０ページ 第１７条第１項 第１号	ワークショップ（放課後児童クラブ実施事業所） （令和６年１２月１９日）	第１７条の（１）の表現が重複して分かりにくい。犯罪や事故から地域ぐるみで子どもを守る観点が必要だと思う。	「地域全体でこどもを見守り育てる環境づくりの推進」に変更しました。
38	１０ページ 第１９条	第２回市子ども・子育て会議 （令和６年８月７日）	こどもによって権利が侵害されたと思うポイントも違う。	こども一人一人により権利が侵害された場合のポイントは違うと考えられます。そのため、こどもに合わせた多様な相談の場を作っていきます。
39	１０ページ 第１９条	第２回市子ども・子育て会議 （令和６年８月７日）	相談窓口の開設時間帯もどうなるのか。	こども家庭センターの窓口開設時間は、午前８時３０分から午後５時までですが、緊急で対応するケースがある場合には、対応できるような体制となっています。

40	１０ページ 第１９条	第２回市子ども・子育て会議 （令和６年８月７日）	相談したいこと、話したいこと、年齢、環境によって相談窓口は変わってくるのではないか。	こども一人一人により、相談したいことや話したいことにより、相談先は変わってくると考えており、多様な相談の場を作ってまいります。
41	１０ページ 第１９条	第２回市子ども・子育て会議 （令和６年８月７日）	相談窓口は対面やチャット（顔が見えない相手）や様々な方法が考えられる。	こども自身が気軽にアクセスできるように多様な相談の場を作ってまいります。チャットなどＳＮＳを利用した相談の場も考えていく予定です。
42	１０ページ 第１９条	第２回市子ども・子育て会議 （令和６年８月７日）	相談窓口の場所も重要。小さい子がひとりでも行ける場所。	こども自身が気軽にアクセスできるように多様な相談の場を作ってまいります。
43	１０ページ 第１９条第１項	第３回市子ども・子育て会議 （令和６年１１月１５日）	関係機関に繋ぐのは市（行政）だけなのか。子ども食堂から情報提供するなど、関係機関に繋ぐのは行政以外にも地域の人、周りの子供からでも関係機関に繋ぐことができるのが良い。	こどもが相談したいことや話したいことにより、行政だけではなく、地域や民間など相談先は変わってくると考えており、多様な相談の場を作ってまいります。
44	１０ページ 第１９条第２項	ワークショップ（市町幼児教育アドバイザー） （令和６年１２月１６日）	「気軽に話せるよう」は「話させる」感じを受ける。「話すことができる」にしてはどうか。	ご意見のとおり、「話すことができる」に変更します。
45	１０ページ 第１９条第２項	第２回市子ども・子育て会議 （令和６年８月７日）	意見を聞いてもらえる相手は大人だけなのか。（子ども同士の方が話やすいこともあるのではないか）	意見を聞いてもらえる相手は、家族や先生、地域の大人だけでなく、友達もあると考えます。

46	１１ページ 第２０条	子育て支援に関する調査 （就学前児童の保護者） （令和５年度実施）	こどもたちへこどもの権利の正しい知識を伝える機会を作ってほしい。	令和５年度に実施したアンケートでは約９割の市民が子どもの権利について知らないという結果になりました。 こどもが権利の主体であることを広く周知し、認知していただくように出前講座などにより普及啓発活動を実施します。
47	１１ページ 第２０条	子育て支援に関する調査 （就学前児童の保護者） （令和５年度実施）	こどもの権利について、考えられる機会をもつことが、こども、大人（保護者やこどもに関わる人など）、お互いにとって必要であると思う。	令和５年度に実施したアンケートでは約９割の市民が子どもの権利について知らないという結果になりました。 こどもが権利の主体であることを広く周知し、認知していただくように出前講座などにより普及啓発活動を実施していきます。
48	１１ページ 第２１条	パブリック・コメント （４０代）	「市民」にはこどもも大人も含まれていると思うが、「こどもをはじめとした」という表現は必要か。	ご指摘のとおり「市民」には「こども」も「大人」も含まれます。こどもが自分の意見や思いを社会に言うことができ、市のこどもに関する計画にこどもの意見が十分に反映していくことが大切である考え、「こどもの意見の尊重」を強調したいため、「市民の意見」の前に「こどもをはじめとした」の文言を加えています。
49	要望・意見	パブリック・コメント （３０代）	こどもの定義が年齢で区切らず、施策の基本理念の言葉の中に「若者」も含まれていて、「１８歳になったから支援を受けられない」という感じがせず、孤独感を感じにくくなると思いました。	現条例のおおよそ１８歳未満の者としている「子ども」から、改正後条例では、子どもを年齢で区切らずに「こども」とし、心と身体の成長の発達の過程である者も対象とし、支援を行ってまいります。

50	要望・意見	パブリック・コメント （６０代）	社会（大人）がこどもの権利を尊重し、すべてのこどもの成長・自己選択・自己決定・自己実現を応援するというメッセージ性を込めたらどうか。	前文中「こどもは、将来の夢に向かって、幸せな生活を送ることができるよう、一歩ずつ確実に前に進んでいきます。」を「こどもは、このようなこどもの権利が保障された安心な環境の中で、自己を表して一歩ずつ確実に未来へと歩みを進めます。」と変更し、自己選択・自己決定・自己決定のメッセージを含めました。第１条中「幸せ」の前に「自分らしく、自らが思う」という文言を追加しました。
51	要望・意見	子育て支援に関する調査 （小学生の保護者） （令和５年度実施）	こどもの権利について、こどもが早く学べるようにしてほしい。私は高１の政治経済で勉強した記憶がある。小学３年生くらいから授業に取り入れてはどうか。こどもの声をもっと聴きたいです。「こどもは社会の一員である」という自覚を小さい頃から持たせ、政治等に当事者意識が持てる様な教育をして欲しい。	改正後の条例を実効性のあるものにするため、こどもの権利等に関して出前講座などにより広く地域で普及啓発に努めるほか、学校、家庭、地域での人権教育を推進し、全ての人がこどもの権利を尊重する意識の啓発に努め、こどもの主体的な取組みを支援してまいります。
52	要望・意見	こどもの生活に関する調査 （小学３年生） （令和５年度実施）	やりたいことをやりたい。	こどもは、自分の意見を言うことができる権利があり、子どもにとって一番よいことを第一に考えて、大切にします。
53	要望・意見	こどもの生活に関する調査 （小学３年生） （令和５年度実施）	どうして、大人の言う事を聞かないといけないのですか？	大人は、こどものことを考えるときに、こどもにとって一番よいことを第一に考えるようにしていきます。

54	要望・意見	こどもの生活に関する調査 （小学３年生） （令和５年度実施）	弟のゲームにつきそわないといけないのが、いやです。	こども同士でもお互いのことを認める気持ちが必要ですが、嫌な場合には嫌と言っても大丈夫です。
55	要望・意見	こどもの生活に関する調査 （小学３年生） （令和５年度実施）	くれた物を返してと言ってくる事があってくれた物をむりやりとってくる	こども同士でもお互いのことを認める気持ちが必要ですが、くれた物を無理やりとってくる場合には、まわりの大人に相談しましょう。
56	要望・意見	こどもの生活に関する調査 （小学３年生） （令和５年度実施）	こっちはストレス抱えてるから「大丈夫？」とか言って欲しい。	大人は、こどものことを考えるときに、こどもにとって一番よいことを第一に考えるようにしていきます。
57	要望・意見	こどもの生活に関する調査 （小学３年生） （令和５年度実施）	お兄ちゃんがけってくるのがいや。	こども同士でもお互いのことを認める気持ちが必要ですが、嫌な場合には嫌と言っても大丈夫です。
58	要望・意見	こどもの生活に関する調査 （小学５年生） （令和５年度実施）	ほくろのことで、まだ少し言われる。	こども同士でもお互いのことを認める気持ちが必要ですが、嫌な場合には嫌と言っても大丈夫です。
59	要望・意見	こどもの生活に関する調査 （小学５年生） （令和５年度実施）	母と父が仲が悪く、けんかする日がよくあり家にいるのが辛いです。悩み事を言っても「気にしない」などと言われ、なかなか嫌なことがずっと溜まって、苦しいです。	市は身近な相談の場を作っているので、気軽に相談をしてください。

60	要望・意見	こどもの生活に関する調査 （中学２年生） （令和５年度実施）	寝る時間とかお風呂に入る時間とか、全部親に合わせないといけないのが面倒くさい。	こども条例では、こどもに関わるすべての大人が、こどもにとって一番よいことを第一に考え、こどもが社会の一員であることを認めるように定めています。すべての大人がこどもが権利の主体であることを意識できるようしていきます。
61	要望・意見	こどもの生活に関する調査 （中学２年生） （令和５年度実施）	意味がないことをやらないでほしい。	改正後の条例では、こどもに関わるすべての大人が、こどもにとって一番よいことを第一に考え、こどもが社会の一員であることを認めるように定めています。すべての大人がこどもが権利の主体であることを意識できるようしていきます。
62	要望・意見	こどもの生活に関する調査 （中学２年生） （令和５年度実施）	寝る時間がなくて眠たい。	困りごとがあったら、身近な相談の場に気軽に相談してください。
63	要望・意見	こどもの生活に関する調査 （小学５年生の保護者） （令和５年度実施）	ひとりでも多くのこどもが、自分は愛されている、幸せであると、自信を持って思える社会を。	条例では、ありのままの自分を認めて受け入れ、自分のすることについて自分で決定し、幸せを実感できることを目的とします。 全てのこどもが社会に対して意見を言うことができ、参加できる社会を目指します。

64	要望・意見	こどもの生活に関する調査 （小学５年生の保護者） （令和５年度実施）	保護者、先生等、子供達と関わる全ての人達（特に４０代５０代）が子供達の意見に耳を傾ける意識を持つことが必要だと思われます。自分達のモノサシで評価することを考え直す必要があるのではないでしょうか。「そんなつもりはなかった」大人の言動で、命を絶とうとする子供達がいることを、自分達が需要する必要があると思います。これからを担う世代の人達のために、年配者が自分事になって変わろうとすることが重要だと思います。	改正後の条例を実効性のあるものにするため、こどもの権利等に関して出前講座等を通して広く地域で普及啓発に努めるほか、学校、家庭、地域での人権教育を推進し、全ての人がこどもの人格と権利を尊重する意識の啓発に努め、こどもの主体的な取組みを支援してまいります。
65	要望・意見	こどもの生活に関する調査 （小学５年生の保護者） （令和５年度実施）	ジェンダーレスへの偏見や最終学歴にこだわる世代と暮らしているせいで子供たちに戸惑いをあたえている気がする。学校教育が変化してもそれについていけない世代（祖父母）へのアップグレードが必要だと感じる。	改正後の条例を実効性のあるものにするため、こどもの権利等に関して出前講座等を通して広く地域で普及啓発に努めるほか、学校、家庭、地域での人権教育を推進し、全ての人が人格と権利を尊重する意識の啓発に努めてまいります。
66	要望・意見	こどもの生活に関する調査 （中学２年生の保護者） （令和５年度実施）	多様性を主張しすぎ、出来ない子供に寄り添いすぎ。	全てのこどもが幸せを実感できる社会の実現のために、こどもの個性と多様性を認める必要があると考えます。

67	要望・意見	こどもの生活に関する調査 （中学２年生の保護者） （令和５年度実施）	よそ様の家庭については、色々と詮索しないようにしている。中２だと心も身体も成長途中であり、きつく言ってしまうと傷ついたり、プレッシャーをかけてしまう事もあり、声かけが難しい。これでいいのか、いつも自問自答してしまう。	安全で安心な環境づくりのためには、住民の積極的な社会参加を促すことが重要と考えます。
68	要望・意見	ワークショップ（武生東高校） （令和６年６月２７日）	意見を否定されるのが怖い。	全てのこどもには、自分の意見を表明できる権利があります。こどもが意見を表明できる社会の実現のため、市の施策を進めてまいります。
69	要望・意見	ワークショップ（武生東高校） （令和６年６月２７日）	自分の意見は、家庭でも学校でも言うことができている。	全てのこどもには、自分の意見を表明できる権利があります。こどもが意見を表明できる社会の実現のため、市の施策を進めてまいります。
70	要望・意見	ワークショップ（武生東高校） （令和６年６月２７日）	意見表明ができる環境になるためには、自分自身も周りも変わり、お互いに言える、認め合える環境になればよいのではないか。	改正後の条例では、こどもに関わるすべての大人が、こどもにとって一番よいことを第一に考え、こどもが社会の一員であることを認めるように定めています。すべての大人がこどもが権利の主体であることを意識できるよう啓発していきます。こども同士でもお互いの権利を尊重することが大切です。
71	要望・意見	ワークショップ（武生商工高校） （令和６年７月８日）	選択の場面で、悩む時間があまりない。選択肢を増やすための経験を増やす機会があるとよい。	市は、こどもや若者が社会の一員として自信を持って行動できるよう、日常生活や教育現場でも意見表明の機会を増やし、未来の地域社会の担い手として成長できる環境づくりに取り組みます。

72	要望・意見	ワークショップ（武生商工高校） （令和６年７月８日）	こどもの意見を尊重する風土を作っていきたい。	令和５年度に実施したアンケートでは約９割の市民が子どもの権利について知らないという結果になりました。 こどもが権利の主体であることを広く周知し、認知していただくように出前講座等を通して普及啓発活動を実施します。
73	要望・意見	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	子ども条例やこども計画の策定（案）には、切れ目ない支援やいろいろな機関と連携した事業などが書かれていて、越前市の子どものことを大切に想う気持ちや明るい未来が感じられ、温かい気持ちになった。	ご意見のとおり、こどもが権利の主体であることを尊重し、こどもの意見や思い（View(s)）を聴き、こどもにとって一番よいことを一番に考えることが大切であると考えています。 子ども条例やこども計画にはこの基本理念を反映しています。
74	要望・意見	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	子ども条例やこどもの権利について、今後の課題として、普及啓発活動が必要だと書かれているが、例えば保護者向けにどんな活動をしていくのか。	令和５年度に実施したアンケートでは約９割の市民が子どもの権利について知らないという結果になりました。 こどもが権利の主体であることを広く周知し、認知していただくように普及啓発活動を実施します。 保護者を含めた市民の方に広く周知するため、市のホームページや広報誌、出前講座などで取り上げていきたい。

75	要望・意見	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	以前の条例は“大人がこどもを弱い存在として守っていく”というように、主導権は「大人」にあるような印象を受けましたが、新しい条例は、こどもを一人の人間として尊重し、こども自身がどのように幸せを感じ、どのように自己決定していくか、よりこどもに寄り添った条例だと感じました。	現条例では、私たちの取組として子どもの自立を支援していくことが目的でしたが、改正後の条例では、ありのままの自分を認めて受け入れ、自分のすることについて自分で決定し、幸せを実感できることを目的とします。 こどもが社会に対して意見を言うことができ、参加できる社会を目指します。
76	要望・意見	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	文章を読んでいるだけでは頭に入ってこなかったです。これをどうわかりやすく最終的に越前市民に理解してもらえるような形になるのかが、想像できませんでした。	改正後条例の文言については、こどもにもわかりやすい言葉を使うようにしています。 こども・若者にも条例の内容が分かるようなやさしい概要版を作成する予定です。
77	要望・意見	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	今後は「子ども」という枠ではなく、幅広い視野での「こども」に対する支援が広がっていくんだなと感じました。	現条例のおおよそ１８歳未満の者としている「子ども」から、改正後条例では、子どもを年齢で区切らずに「こども」とし、心と身体の成長の発達の過程である者も対象としています。

78	要望・意見	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	子ども一人一人としての権利が主張されていることが感じられる。	ご意見のとおり、こどもが権利の主体であることを尊重し、こどもの意見や思い（View(s)）を聴き、こどもにとって一番よいことを一番に考えることが大切であると考えています。 改正後の条例やこども計画にはこの基本理念を反映しています。
79	要望・意見	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	子ども条例について、子ども自身が見たり聞いたり知ったりできる場があるのか。	令和５年度に実施したアンケートでは約９割の市民がこどもの権利について知らないという結果になりました。 こども・若者にも条例の内容が分かるような概要版を作成する予定です。 こどもが権利の主体であることを広く周知し、認知していただくように出前講座等を通して普及啓発活動を実施してまいります。
80	要望・意見	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	子ども条例の改正後は、「子どもの権利や意見を大切にしていく」「幸せな生活を送ることができるように」など、子どものことを大切に思う文面が心に残る。また、改正前よりも文章や言葉が優しくなり、分かりやすくなったように感じる。	改正後条例の文言については、こどもにもわかりやすい言葉を使うようにしています。 こども・若者にも条例の内容が分かるようなやさしい概要版を作成する予定です。
81	要望・意見	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	こどもに関わる仕事や 子育てをしている人だけでなく、学生のうちから広く学ぶ機会は必要だと思います。	こどもが権利の主体であることを広く周知し、認知していただくように普及啓発活動を実施し、小中学校や高校での周知を考えていきたい。

82	要望・意見	ワークショップ（公立園長会） （令和６年１２月１１日）	越前市の広報でこども基本法やこどもまんなか社会をテーマにして紹介してほしい。	こども基本法やこどもまんなか社会について、広く市民の方に周知するため、市のホームページや広報誌、出前講座などで取り上げていきたい。
83	要望・意見	ワークショップ（市町幼児教育アドバイザー） （令和６年１２月１６日）	説明では、「中学生が読んでわかるような条例」と聞いたが、難しい。「ですます調」はよい。	条例の文言については、こども・若者にもわかりやすい言葉を使うようにしています。 こども・若者にも条例の内容が分かるような概要版を作成する予定です。
84	要望・意見	ワークショップ（市町幼児教育アドバイザー） （令和６年１２月１６日）	「子ども条例」が平成２４年からあったことを初めて知った。こどもにかかわる者として、このような条例に理念に触れることは大事だと思った。	令和５年度に実施したアンケートでは約９割の市民がこどもの権利について知らないという結果になりました。 こどもが権利の主体であることを広く周知し、認知していただくように出前講座等を通して普及啓発活動を実施してまいります。
85	要望・意見	ワークショップ（市町幼児教育アドバイザー） （令和６年１２月１６日）	条文中で、「取組」（名詞）、取り組む（動詞）の統一を。	「取組」（名詞）、取り組む（動詞）の確認し、修正します。
86	要望・意見	ワークショップ（市町幼児教育アドバイザー） （令和６年１２月１６日）	こどもの意見だけでなく思いも大事にしていきたい。	改正後の条例では、こどもの「意見」だけではなく、こどもの「考え」や「思い」View（s）を大切にしてほしいと考えます。

87	要望・意見	ワークショップ（放課後児童クラブ実施事業所） （令和６年１２月１９日）	こどもたちが意見を言うことができる場所がない	改正後の条例では、こどもが社会に対して意見を言うことができ、参加できる社会を目指します。 第４章の私たちの取組の最初こどもの社会参加の促進を規定し、第１２条第１項第２号で私たちの取組として、こどもが自らの意見、考えや思いを表明し、参加する機会の創出を規定しています。 この規定とこども計画に基づき、こどもまんなか社会を目指してまいります。
88	要望・意見	第１回市子ども・子育て会議 （令和６年５月３１日）	こどもの意見は必ずしも言語化されている必要はなく、言葉より行動で示すことがある。若い人の意見をくみ取っていく必要がある。	こどもの意見や考え、思い（view(s)）を大人は大切にしたいと考えます。
89	要望・意見	第２回市子ども・子育て会議 （令和６年８月７日）	こどもは今の環境を変えてほしいという思いで話す子、まずは話を聞いてほしいという子、その子によって違う。	こども一人一人の状況に応じて、こどもにとって一番よいことを第一に考えて、こどもの意見や思いを聴くことが大切であると考えます。
90	要望・意見	第２回市子ども・子育て会議 （令和６年８月７日）	話を聞ける大人がどれほどいるのか。	改正後の条例を実効性のあるものにするため、こどもの権利等に関して広く地域で普及啓発に努めるほか、学校、家庭、地域での人権教育を推進し、全ての人がこどもの人格と権利を尊重する意識の啓発に努め、こどもの主体的な取組みを支援してまいります。
91	要望・意見	第２回市子ども・子育て会議 （令和６年８月７日）	「子供」のほうが文章としては読みやすい。	改正後の条例では、子どもを「こども」とすることで、年齢で区切らずに、心と身体の成長の発達の過程程である者も対象とし、支援をおこなうことを目的としています。

92	要望・意見	第２回市子ども・子育て会議 （令和６年８月７日）	意味のある「こども」であれば、それで良いと思う。	改正後の条例では、子どもを「こども」とすることで、年齢で区切らずに、心と身体の成長の発達の過程である者も対象とし、切れ目なく支援をおこなうことを目的としています。
93	要望・意見	第２回市子ども・子育て会議 （令和６年８月７日）	こどもが誰になら話すことができるかということが重要。	第１０条第１項で、大人は、こどもにとって一番よいことを第一に考え、こどもが社会の一員であることを認め、日常の触れ合いを通じて、こどもとの豊かな人間関係を作ることができるよう努めると定めており、大人に意見を表明できるような社会を構築していきたいと考えます。
94	要望・意見	第２回市子ども・子育て会議 （令和６年８月７日）	「全ての子ども」誰も取り残さないということが伝わるような作りにしていただきたい。	全てのこどもが幸せを実感できる社会を実現するために条例を制定することが伝わるように条文を制定し、出前講座等を通して普及啓発活動を行ってまいります。
95	要望・意見	第２回市子ども・子育て会議 （令和６年８月７日）	条例の「私たち」という表現は誰を指しているのか、条例改正にあたって検討していく必要がある。	条例の「私たち」は、こどもを含めた市民、家庭、学校・幼稚園、児童福祉施設、地域自治活動組織、事業者、市を指しています。 この８者が私たちの取組を実行した結果、将来にわたり全てのこどもが、ありのままの自分を認めて受け入れ、自分のすることについて自分で決定し、主体的に、自分らしく、自らが思う幸せを実感できることを条例の目的としています。
96	要望・意見	第２回市子ども・子育て会議 （令和６年８月７日）	全市を挙げてこどもまんなか社会をどう作っていくかというのが今後の課題である。	「こどもまんなか社会」の実現には、こどもに関わる全ての大人がこどもが権利の主体であること、意見表明権があることを尊重し、こどもにとって一番よいことを第一に考えることが重要です。そのため、こども条例の普及啓発活動やこども・若者の意見を社会に反映できるような仕組みを実行してまいります。

97	要望・意見	第３回市子ども・子育て会議 （令和６年１１月１５日）	大人ですら関係機関はどこなのかわからない。今後、年齢に応じた関係機関を周知する工夫が必要。	こどもに関する年齢に応じた関係機関がどこにあるのか図表などを作成し周知してまいります。
98	要望・意見	第３回市子ども・子育て会議 （令和６年１１月１５日）	こどもに機会を創出するための大人を育てるような働きかけもあると良いのでは？	こどもや若者、そして子育て当事者が社会に積極的に参加できる機会を提供し、その View(s)も含めた意見を社会に反映する仕組みを整備します。 これにより、こども・若者が自らの目で見て感じたことを発信し、その視点を市の施策に反映していくことが可能になります。 また、彼らが社会の一員として自信を持って行動できるよう、日常生活や教育現場でも意見表明の機会を増やし、未来の地域社会の担い手として成長できる環境づくりに取り組みます。
99	要望・意見	第３回市子ども・子育て会議 （令和６年１１月１５日）	こどもが意見を表明していても、大人がそれを意見と思っていない場合もある。	大人がこどもの意見や考え、思いを受け止め、尊重するよう市の施策を進めてまいります。

100	要望・意見	第３回市子ども・子育て会議 （令和６年１１月１５日）	こどもが社会参加する機会を創出するために民間企業を巻き込めるような仕組みもあると良い。（企業が市に相談して、こどもたちに繋ぐような仕組み）	こどもや若者、そして子育て当事者が社会に積極的に参加できる機会を提供し、その View(s)も含めた意見を社会に反映する仕組みを整備します。 これにより、こども・若者が自らの目で見て感じたことを発信し、その視点を市の施策に反映していくことが可能になります。 また、彼らが社会の一員として自信を持って行動できるよう、日常生活や教育現場でも意見表明の機会を増やし、未来の地域社会の担い手として成長できる環境づくりに取り組みます。
101	要望・意見	第３回市子ども・子育て会議 （令和６年１１月１５日）	社会参加は市（行政）がそういった場を設けることもできるし、こどもが歩いて行ける場所（地域）でも社会参加できるように働きかける。	こどもや若者、そして子育て当事者が社会に積極的に参加できる機会を提供し、そその View(s)も含めた意見を社会に反映する仕組みを整備します。 これにより、こども・若者が自らの目で見て感じたことを発信し、その視点を市の施策に反映していくことが可能になります。 また、彼らが社会の一員として自信を持って行動できるよう、日常生活や教育現場でも意見表明の機会を増やし、未来の地域社会の担い手として成長できる環境づくりに取り組みます。
102	要望・意見	第３回市子ども・子育て会議 （令和６年１１月１５日）	「赤ちゃん抱っこ」に参加する赤ちゃんもすでに社会参加している、存在しているだけでもすでに社会への参画しているということを表現できると良い。	言葉を発することがまだできない乳児であっても、意見や考え、思いがあると考えるので、その view（s）を尊重するように市の施策を進めてまいります。

103	要望・意見	第３回市子ども・子育て会議 （令和６年１１月１５日）	発達段階における社会への参画についても表現できると良い。	第１２条（こどもの社会参加の促進）第１項第１号で「こどもの心と身体の成長の過程に応じたこどもの心を豊かにする社会的活動の支援」と規定しています。こども一人一人の発達段階によりこどもの社会的活動の支援をしてまいります。
104	要望・意見	議会一般質問 （令和６年９月１０日）	子ども条例に食育に関する記載、学校給食の位置づけ、公費負担に関する記載を検討してほしい。	市こどもの幸福条例は、こどもに関する施策について基本的な理念や方針を定めています。具体的な施策や取り組みについては「こども計画」に盛り込み、食育に関する項目も記載する予定です。